



平成25年2月15日

広島県老人保健施設協議会
会長 山口 昇 様

広島県健康福祉局介護保険課長
(〒730-8511 広島市中区基町 10-52)

社会福祉施設等における防火安全体制の徹底について（通知）

平素より、本県の健康福祉行政に多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

去る2月8日、長崎県長崎市の認知症高齢者グループホームにおける火災の発生により4名が死亡、8名が負傷するという痛ましい事故が発生いたしました。

このことについて、厚生労働省から平成25年2月12日付け事務連絡「社会福祉施設等における防火安全体制の徹底について」が発出されたところです。

については、防火体制及び万一火災が発生した場合の消火・非難・通報体制の確保等について再点検を行い、防火安全対策に万全を期すよう、貴協議会の会員施設等に対し、周知徹底をお願いいたします。

なお、厚生労働省から併せて、平成25年2月9日付け事務連絡「認知症高齢者グループホームにおける防火安全体制の徹底及び点検について」及び平成25年2月12日付け事務連絡「小規模多機能型居宅介護及び複合型サービスにおける防火安全体制の徹底及び点検について」が発出されていますので、併せて送付いたします。

担当：事業者指導グループ 木谷

電話：082-513-3208（ダイヤルイン）

FAX：082-502-8744

Mail：fukaigo@pref.hiroshima.lg.jp

介護保険に関してはこちらから（県ホームページ）

<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/64/>



事 務 連 絡

平成25年2月12日

都道府県
各 指定都市 民生主管部局 御中
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
厚生労働省老健局総務課

社会福祉施設等における防火安全体制の徹底について

去る2月8日、長崎県長崎市の認知症高齢者グループホームにおける火災の発生により4名が死亡、8名が負傷し、また、同月10日には新潟県新潟市の障害者グループホームにおける火災により1名が死亡、5名が負傷するという痛ましい事故が発生いたしました。

これを受け、総務省消防庁より、2月12日付け消防予第56号「認知症高齢者グループホーム等に係る防火対策の更なる徹底について」（別添）が発出されたところです。

貴部局におかれましては、社会福祉施設等における防火体制の確保及び万一火災が発生した場合の消火・避難・通報体制の確保等、防火安全対策に万全を期すよう、管内市町村及び関係団体等への周知徹底をお願いいたします。

併せて、厚生労働省老健局高齢者支援課認知症・虐待防止対策推進室より、2月9日付け事務連絡「認知症高齢者グループホームにおける防火安全体制の徹底及び点検について」（参考1）、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地

域移行・障害児支援室より、2月11日付け事務連絡「障害者グループホーム・ケアホームにおける防火安全体制の徹底及び点検について」（参考2）、厚生労働省老健局振興課・老人保健課より2月12日付け事務連絡「小規模多機能型居宅介護及び複合型サービスにおける防火安全体制の徹底及び点検について」（参考3）を発出しておりますので、関係部局とも連携を図り、社会福祉施設等における防火安全対策の更なる徹底が図られますようお願いいたします。



平成25年2月12日

各 市 町 長 様
(地域密着型サービス担当課)

広島県健康福祉局高齢者支援課長
広島県健康福祉局介護保険課長
(〒730-8511 広島市中区基町10番52号)

認知症高齢者グループホームにおける防火安全体制の徹底及び点検について(通知)

平成25年2月8日夜、長崎県長崎市の認知症高齢者グループホームにおける火災の発生により、4名の入居者が死亡するという痛ましい事故が発生しました。

このことについて、厚生労働省 老健局 高齢者支援課 認知症・虐待防止対策推進室から平成25年2月9日付け事務連絡「認知症高齢者グループホームにおける防火安全体制の徹底及び点検について」が発出されたところです。

については、認知症高齢者グループホームにおいて、防火体制及び万一火災が発生した場合の消火・避難・通報体制の確保等について再点検を行い、防火安全対策に万全を期すよう、認知症高齢者グループホーム事業者に周知・徹底をお願いします。

併せて、消防法でスプリンクラーの設置が義務付けられていない275㎡未満の認知症高齢者グループホームについても、広島県介護基盤緊急整備等基金補助金を活用したスプリンクラー設備の設置を積極的に促してください。

担当 認知症介護支援グループ
保険者支援グループ
電話 082-513-3201, 3207
(担当者 横山, 岩西)



事 務 連 絡
平成 25 年 2 月 9 日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管部（局） 御中
中 核 市

厚生労働省 老健局 高齢者支援課
認知症・虐待防止対策推進室

認知症高齢者グループホームにおける防火安全体制の徹底及び点検について

昨日 2 月 8 日夜、長崎県長崎市の認知症高齢者グループホームにおける火災の発生により、多数の入居者等が死傷するという痛ましい事故が発生しました。

平成 18 年 1 月の長崎県大村市の認知症高齢者グループホームの火災や平成 22 年 3 月の北海道札幌市の認知症高齢者グループホームの火災を踏まえ、防火安全体制の徹底等をお願いしてきたところですが、多数の人的被害を伴う火災が発生したことは誠に遺憾です。

あらためて、認知症高齢者グループホームにおいて、防火体制及び万一火災が発生した場合の消火・避難・通報体制の確保等について再点検を行い、防火安全対策に万全を期すよう、管内市町村及び認知症高齢者グループホームへの周知徹底をお願いします。

また、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 18 年厚生労働省令第 34 号。以下「運営基準」という。）に定める非常災害対策に係る各項目の実施状況等について、市町村は、管内認知症高齢者グループホームに対する指導・助言を行うとともに、併せて、認知症高齢者グループホームにおいて、下記に留意の上、点検が行われるよう周知をお願いします。

なお、都道府県におかれましては、併せて管内市町村に対し、その旨の周知をお願いします。

記

1. 非常災害対策の適切な実施

運営基準第 82 条の 2 第 1 項（第 108 条で準用）に定める非常災害対策について、本条に定める事項の実施状況について、点検を行うこと。

点検の結果、適切な対応が取られていない場合には、速やかな対応を講じること。

【点検事項】

- ① 非常災害に関する具体的計画の策定状況
- ② 非常災害時の関係機関への通報及び連携体制の構築状況
- ③ ①及び②の事項の定期的な従業者に対する周知状況
- ④ 定期的な避難訓練の実施状況

(参考)

運営基準第 82 条の 2 第 1 項 (第 108 条で準用)

指定認知症対応型共同生活介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

2. 地域住民等との連携

運営基準第 82 条の 2 第 2 項 (第 108 条で準用) において、避難、救出その他の訓練の実施に当たって、できるだけ地域住民の参加が得られるよう努めることとしたものであり、本条に定める事項の実施状況について、点検を行うこと。

点検の結果、適切な対応が取られていない場合には、速やかな対応を講じること。

【点検事項】

- ① 運営推進会議を活用し、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりの構築状況
- ② 訓練の実施に当たって、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のある訓練の実施状況

(参考)

運営基準第 82 条の 2 第 2 項 (第 108 条で準用)

指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

3. 消防法その他の法令等に規定された設備の確実な設置

運営基準第 93 条第 2 項に定める消火設備の設置状況について点検を行うこと。

点検の結果、適切な対応が取られていない場合には、速やかな対応を講じること。

なお、消防法施行令 (昭和 36 年政令第 37 号) において、スプリンクラー設備の設置が規定されていない 275 m²未満の認知症対応型共同生活介護事業所においても、介護基盤緊急整備等臨時特例基金の活用により、積極的にスプリンクラー設備の設置に努めること。

【点検事項】

- ① 消防法その他の法令等に規定された設備の設置状況

(参考)

運営基準第 93 条第 2 項

共同生活住居は、その入居定員を五人以上九人以下とし、居室、居間、食堂、台所、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他利用者が日常生活を営む上で必要な設備を設けるものとする。



平成25年2月14日

各 市 町 長 様
(地域密着型サービス担当課)

広島県健康福祉局高齢者支援課長
広島県健康福祉局介護保険課長
(〒730-8511 広島市中区基町10番52号)

小規模多機能型居宅介護及び複合型サービスにおける
防火安全体制の徹底及び点検について(通知)

このことについて、厚生労働省 老健局 振興課及び老人保健課から平成25年2月12日付け事務連絡「小規模多機能型居宅介護及び複合型サービスにおける防火安全体制の徹底及び点検について」が発出されたところです。

については、小規模多機能型居宅介護及び複合型サービスにおいても、防火体制及び万一火災が発生した場合の消火・避難・通報体制の確保等について再点検を行い、防火安全対策に万全を期すよう、小規模多機能型居宅介護事業所及び複合型サービス事業所への周知・徹底をお願いします。

併せて、消防法施行令でスプリンクラー設備の設置義務の基準に満たない小規模多機能型居宅介護及び複合型サービスにおいても、広島県介護基盤緊急整備等基金補助金を活用したスプリンクラー設備の設置を積極的に促してください。

担当 認知症介護支援グループ
保険者支援グループ
電話 082-513-3201, 3207
(担当者 横山, 岩西)



事務連絡
平成25年2月12日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管部（局）御中
中核市

厚生労働省老健局 振興課
老人保健課

小規模多機能型居宅介護及び複合型サービスにおける防火安全体制の徹底及び点検について

2月8日夜、長崎県長崎市の認知症高齢者グループホームにおける火災の発生により、多数の入居者等が死傷するという痛ましい事故が発生しました。

これを受けまして、2月9日に認知症高齢者グループホームについて、防火安全体制の徹底及び点検のお願いをしたところです。

小規模多機能型居宅介護及び複合型サービスにおいても、防火体制及び万一火災が発生した場合の消火・避難・通報体制の確保等について再点検を行い、防火安全対策に万全を期すよう、管内市町村及び小規模多機能型居宅介護事業所及び複合型サービス事業所への周知徹底をお願いします。

また、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第34号。以下「運営基準」という。）に定める非常災害対策に係る各項目の実施状況等について、市町村は、管内小規模多機能型居宅介護事業所及び複合型サービス事業所に対する指導・助言を行うとともに、併せて、小規模多機能型居宅介護事業所及び複合型サービス事業所において、下記に留意の上、点検が行われるよう周知をお願いします。

なお、都道府県におかれましては、併せて管内市町村に対し、その旨の周知をお願いします。

記

1. 非常災害対策の適切な実施

運営基準第82条の2第1項（複合型サービスは第182条で準用）に定める非常災害対策について、本条に定める事項の実施状況について、点検を行うこと。

点検の結果、適切な対応が取られていない場合には、速やかな対応を講じること。

【点検事項】

- ① 非常災害に関する具体的計画の策定状況
- ② 非常災害時の関係機関への通報及び連携体制の構築状況
- ③ ①及び②の事項の定期的な従業者に対する周知状況
- ④ 定期的な避難訓練の実施状況

(参考)

運営基準第 82 条の 2 第 1 項 (複合型サービスは第 182 条で準用)

指定小規模多機能型居宅介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

2. 地域住民等との連携

運営基準第 82 条の 2 第 2 項 (複合型サービスは第 182 条で準用) において、避難、救出その他の訓練の実施に当たって、できるだけ地域住民の参加が得られるよう努めることとしたものであり、本条に定める事項の実施状況について、点検を行うこと。

点検の結果、適切な対応が取られていない場合には、速やかな対応を講じること。

【点検事項】

- ① 運営推進会議を活用し、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりの構築状況
- ② 訓練の実施に当たって、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のある訓練の実施状況

(参考)

運営基準第 82 条の 2 第 2 項 (複合型サービスは第 182 条で準用)

指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

3. 消防法その他の法令等に規定された設備の確実な設置

運営基準第 67 条第 1 項 (複合型サービスは第 175 条第 1 項) に定める消火設備の設置状況について点検を行うこと。

点検の結果、適切な対応が取られていない場合には、速やかな対応を講じること。

なお、消防法施行令 (昭和 36 年政令第 37 号) において、スプリンクラー設備の設置義務の基準に満たない小規模多機能型居宅介護事業所及び複合型サービス事業所においても、介護基盤緊急整備等臨時特例基金の活用により、積極的にスプリンクラー設備の設置に努めること。

【点検事項】

- ① 消防法その他の法令等に規定された設備の設置状況

(参考)

運営基準第 67 条第 1 項 (複合型サービスは第 175 条第 1 項)

指定小規模多機能型居宅介護事業所は、居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他指定小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。



平成25年2月14日

各社会福祉法人代表者様
関係社会福祉施設管理者様

広島県健康福祉局長

〒730-8511 広島市中区基町10-52
地域福祉課

社会福祉施設等における防火安全体制の徹底について（通知）

このことについて、別紙写しのとおり平成25年2月12日付けで厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課他3課の連名で事務連絡がありました。

ついては、引き続き、貴法人等においても、運営する社会福祉施設等における防火体制の確保及び万一火災が発生した場合の消火・避難・通報体制の確保等、防火安全対策に万全を期してください。

担当 法人指導検査担当

電話 082-513-3149 (ダイヤル)

(担当者 石本)